

事務連絡
平成29年3月27日

各都道府県消防防災主管課 } 御中
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消防庁予防課

古民家等を小規模な防火対象物として活用する場合に必要な消防用設備等に関する手続きに係るリーフレットの送付について

今般、内閣官房長官を議長とする「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」において、古民家等を活用した魅力ある観光まちづくりを推進する方策等について検討が行われているところです。

飲食店、物販店、宿泊施設等に活用された古民家等（以下「古民家施設」という。）における防火安全対策を円滑に実施していただくため、上記タスクフォースに参画している有識者や古民家施設を所管する消防機関等と行った意見交換等を踏まえ、古民家施設に設置が必要となる主な消防用設備等の設置基準、必要な手続き等に関する事項を記載したリーフレット（別添参照）を作成しましたので、古民家施設の関係者等から相談を受けた際等にご活用いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

1 配布物

リーフレット

「古民家を利用して宿泊施設・飲食店・物販店を営まれる皆様へ」

2 配布先及び配布方法について

当課より、次の(1)から(3)に示す部局に送付します。

(1) 東京消防庁・大阪市消防局

(2) 都道府県の消防防災主管課

都道府県下の消防本部数等（上記(1)を除く。）に基づいて算出した部数、及び都道府県の生活衛生担当課に配布していただきたい部数（100部）を送付しますので、各都道府県消防防災主管課におかれましては、消防本

部及び都道府県生活衛生担当課へ配布願います。なお、消防本部への配布部数については、各都道府県内の実情に応じて対応願います。

- (3) 都道府県が設置している保健所以外の保健所を設置している市及び区的生活衛生担当課

3 その他

- (1) 本リーフレットの配布については、別紙のとおり厚生労働省より事務連絡が発出されています。

- (2) 本リーフレットの電子データ等は、消防庁及び次に示す関係工業会のホームページに掲載されています。

- ・消防庁

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html

- ・一般社団法人日本火災報知機工業会

<http://www.kaho.or.jp/information/>

- ・一般社団法人日本消火器工業会

<http://www.jfema.or.jp/information/news>

- ・一般社団法人日本照明工業会

<http://www.jlma.or.jp/anzen/bousai/owner.htm>

消防庁予防課設備係

担当：田中、千葉、吉岡

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

事 務 連 絡
平成29年3月27日

各

都道府県
政令市
特別区

 生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品全部生活衛生課

古民家等を活用する場合に必要な消防用設備等
に関するリーフレットの送付について

内閣官房長官を議長とする「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」において、古民家等を活用した魅力ある観光まちづくりを推進する方策等について検討が行われています。

これを踏まえ、防火安全対策を円滑に実施するため、別添のとおり宿泊施設等に活用された古民家等において設置が必要となる主な消防用設備等の設置基準や必要な手続き等に関する事項を記載したリーフレットを消防庁が作成しました。

後日、消防庁から各地方公共団体の衛生主管課宛に当該リーフレットが送付されることとなっております（都道府県については、各都道府県の消防防災主管課から衛生主管課に配布されることとなっております）ので、旅館業法等に基づく許可申請があった際等に当該リーフレットを配付していただきますようお願いいたします。

なお、当該リーフレットは消防庁ホームページにも掲載されておりますので、念のため申し添えます。（http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html）

古民家を利用して 宿泊施設・飲食店・物販店を 営まれる皆様へ

ご存知ですか？
消防用設備等の
設置基準



消防用設備等の設置基準

	飲食店	物販店	宿泊施設
消火器	●建物の延べ面積 150㎡以上 ※地階または窓の少ない階で床面積50㎡以上の場合は設置が必要になります。		
自動火災報知設備	●建物の延べ面積 300㎡以上 ※飲食店の地階または窓の少ない階で床面積100㎡以上の場合は設置が必要になります。		●すべての施設 ※無線式のもので簡便な工事により設置できる場合があります。(中面参照)
誘導灯	●すべての施設 ※一定の要件を満たした場合、設置を免除できることがあります。(裏面参照)		

延べ面積300㎡未満の宿泊施設には、特定小規模施設用自動火災報知設備が利用できます。

「特定小規模施設用自動火災報知設備」とは

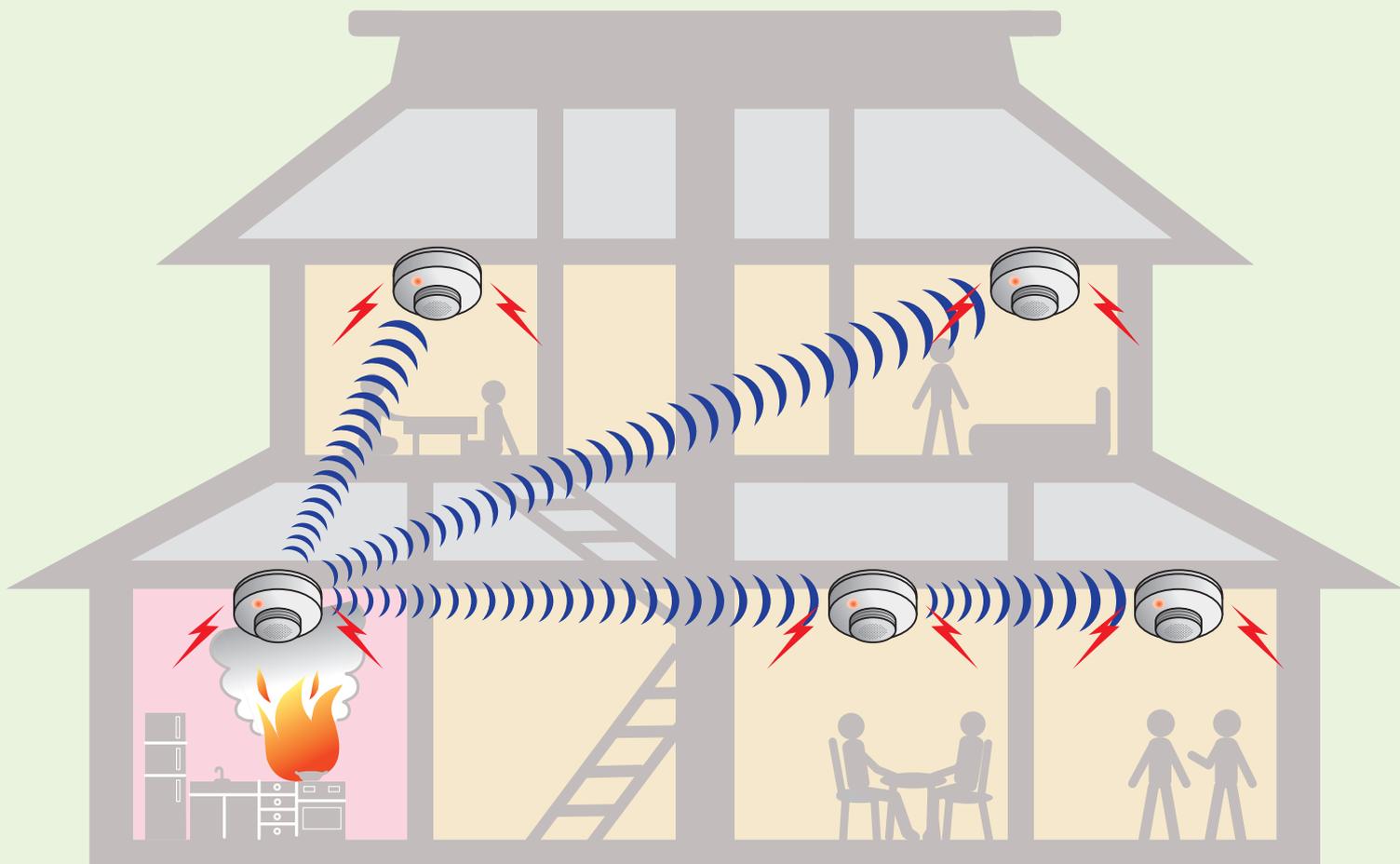
特定小規模施設用自動火災報知設備は、延べ面積が300㎡未満の小規模な宿泊施設に利用できる設備で、通常の自動火災報知設備のように受信機(本体)、感知器(センサー)、音響装置(ベル)等を設置して配線で接続する方式のほか、以下の特長を備えた無線式の連動型警報機能付感知器のみを設置する方式があります。



[特長]

- 電池式の感知器は、**電源の配線工事が不要**です。
- 感知器同士が無線通信を行うものは、**感知器間の配線工事が不要**です。
- 感知器自体が警報音を発するため、**音響装置の設置が不要**です。
- すべての感知器が連動して警報音を発する場合、**受信機の設置が不要**です。この場合、工事には**消防設備士の資格が不要で、工事に着手する前の届出(右頁参照)も不要**です。

(注意) 電波環境によっては、感知器同士の通信ができず、特定小規模施設用自動火災報知設備を利用できない場合があります。



消防用設備等の設置に関する手続き

1 事前相談

建物の用途変更により必要となる消防用設備等の種類・設置箇所、届出書類、消防検査のスケジュール等の必要な手続きについて、建物を管轄する消防署に相談しましょう。

2 設備の設置

消防法令に基づき、消防用設備等を設置しましょう。なお、受信機を必要とする自動火災報知設備の工事については、消防設備士の資格を持った者が行う必要があります。この場合、工事を行う消防設備士は、工事着手の10日前までに「工事整備対象設備等着工届出書」(以下、「着工届」)を管轄消防署に提出する必要があります(着工届が不要となる設備についても別途届出が必要となる場合があります)。また、電気配線の工事が必要な設備(誘導灯、受信機を必要とする自動火災報知設備等)の電源工事は電気工事士が行う必要があります。

3 消防用設備等設置届出書の提出

消防用設備等の設置が終わったら、設置工事が完了した日から4日以内に管轄消防署に「消防用設備等設置届出書」(以下、「設置届」)を提出しましょう(用途や規模によっては不要となる場合もあります)。

4 消防検査

3の設置届に基づき、管轄消防署による検査を受けます。設置工事を実施した関係者が立ち会いましょう。

5 消防用設備等検査済証の交付

4の消防検査の結果、消防法令に適合していることが確認できれば「消防用設備等検査済証」が交付されます。

6 点検及び報告

常時使用できる状態を維持するため、設置した消防用設備等は半年に1回点検を行い、その結果を1年に1回管轄消防署へ報告しましょう。

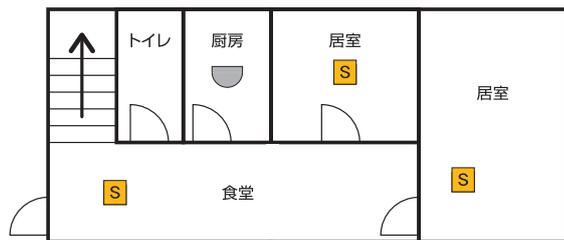
その他の手続きについて

消防用設備等の設置に関する手続き以外にも、以下の例に示す手続きが必要となる場合がありますので、管轄消防署または関係部局に確認してください。

- 防火管理者選任届出書、消防計画作成届出書 ⇒【管轄消防署】(※収容人員30人以上で届出が必要)
- 防火対象物使用開始届 ⇒【管轄消防署】
- 建築確認申請 ⇒【各自治体の建築確認担当部局等】 ● 飲食店営業・旅館業の許可 ⇒【各自治体の保健所等】

設置届に添付する図面の記載例

■ 自動火災報知設備(特定小規模施設用自動火災報知設備の場合)

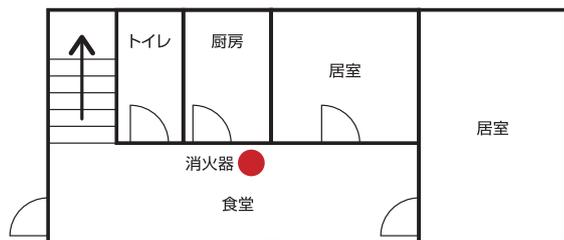


■ 煙感知器 ■ 熱感知器

■ 設置時のポイント

- すべての感知器が連動して警報音を発するようにグループ設定する。
- 居室及び2㎡以上の収納室で、壁または0.6m以上突出したはり等(熱感知器の場合は0.4m以上)によって区画された部分ごとに設置する。
- 煙感知器は壁または、はりから0.6m以上離れた天井で取付け面から感知器下端が0.6m以内となる位置、または天井から下方0.15m以上0.5m以内の壁面に設置する。
- 熱感知器は壁または、はりから0.4m以上離れた天井で取付け面から感知器下端が0.3m以内となる位置、または天井から下方0.15m以上0.5m以内の壁面に設置する。

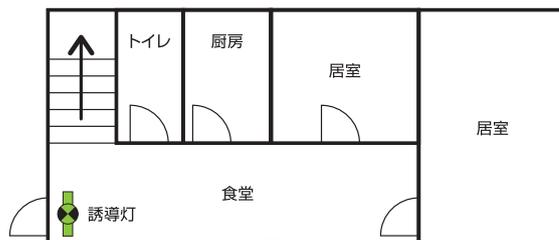
■ 消火器



■ 設置時のポイント

- 各階ごと、すべての場所から歩行距離が20m以下となるように設置する。
- 床面から高さ1.5m以下に転倒・落下しないように設置する。
- 「消火器」の標識を見やすい箇所に設置する。

■ 誘導灯



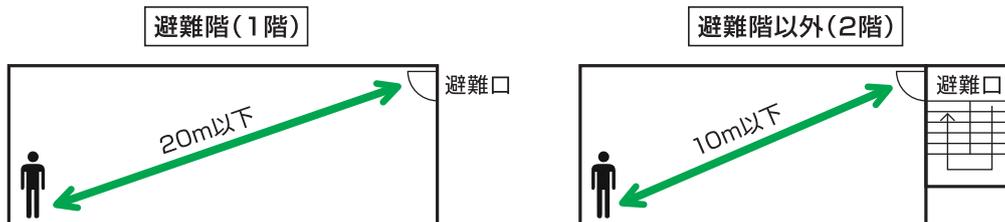
■ 設置時のポイント

- 避難口や階段の降り口に設置する。
- 容易に見通せる場合等は免除できる。(裏面参照)

誘導灯の免除可能要件の例

① 避難口までの視認性について、以下の要件を満たすもの(消防法施行規則第28条の2)

居室の各部分から主要な避難口を容易に見通せ、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあっては20m以下、避難階以外の階にあっては10m以下であるもの。



② 以下の要件に該当する部分(消防庁通知)

〔1〕次の(1)から(3)に該当する避難階(1階)

(1)以下のいずれかの要件に該当すること。

ア.各居室から直接外部に容易に避難できること。

イ.各居室から廊下に出れば、簡明な経路により容易に避難口へ到達できること。

(2)建物の外に避難した者が、当該建物の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

(3)利用者に対して避難口等の案内を行うことや、見やすい位置に避難経路図を掲示すること等により、容易に避難口の位置を理解できる措置を講じること。

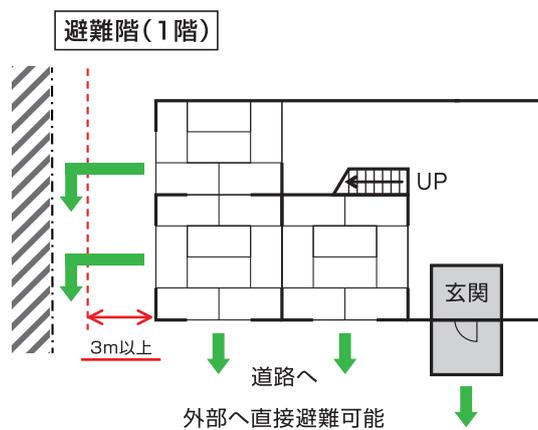
〔2〕次の(1)から(3)に該当する避難階以外(2階)

(1)各居室から廊下に出れば、簡明な経路により容易に階段へ到達できること。

(2)非常用の照明装置の設置、または常時容易に使用できるように携帯用照明器具を設置すること等により、夜間の停電時等においても避難経路を視認できること。

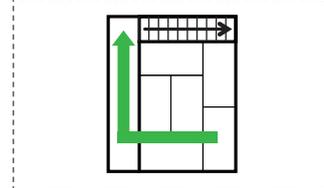
(3)〔1〕(3)の要件を満たしていること。

※免除の可否は管轄消防署に確認ください。



避難階以外(2階)

簡明な経路により容易に避難可能



③ 宿泊施設、飲食店、物販店として利用しない一般住宅部分(消防庁通知)

家主の住居としてのみ使用し、宿泊施設、飲食店、物販店等からの避難経路とならない部分。

※免除の可否は管轄消防署に確認ください。

具体的な消防法令、市町村条例等の確認等、詳しくはお近くの消防機関にご相談ください。

詳しくはホームページを
ご覧ください。



FDMA 消防庁
Fire and Disaster Management Agency

<http://www.fdma.go.jp/>



(一社)日本消火器工業会

<http://www.jfema.or.jp/>



(一社)日本火災報知機工業会

<http://www.kaho.or.jp/>



(一社)日本照明工業会

<http://www.jlma.or.jp/index.htm>